

仙台市復興整備協議会の設置について

(1) 東日本大震災復興特別区域法の枠組み

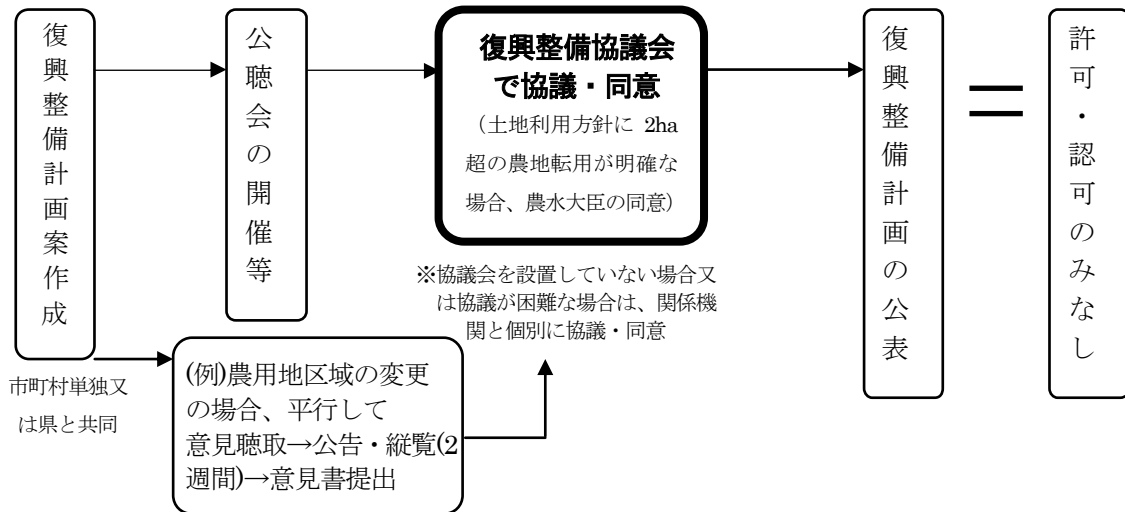
- ・ 目的：東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資すること
- 復興推進計画：個別の規制、手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画
- 復興整備計画：土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例等を受けるための計画
- 復興交付金事業計画：交付金事業(著しい被害を受けた地域の復興のための事業)に関する計画

(2) 「復興整備計画」制度の概要

土地利用の再編に係る特例許可・手続特例等を受けるための計画

- ・ 市町村が単独又は県と共同して作成
- ・ 国等への協議、公聴会、公告・縦覧の手続き必要（基本的に従前どおりの手続が必要）
- ・ 関連地方公共団体、関係行政機関等から構成される**復興整備協議会（任意）**の協議を経る

<手続きのイメージ>



① 「復興整備計画」の作成・公表により、復興整備事業等に関する特例が適用

ア 土地利用基本計画の変更等が記載された整備計画を公表した場合、土地利用基本計画の変更等がされたものとみなされる

- ・ 土地利用基本計画の変更（国土利用計画法）
- ・ 都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法）
- ・ 都市計画の決定又は変更（都市計画法）
- ・ 農業振興地域の変更（農業振興地域の整備に関する法律）
- ・ 農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律） など

イ 復興整備事業として記載された整備計画を公表した場合、当該復興整備事業に係る下記の許可についてあったものとみなされる

- ・ 農地転用の許可（農地法）
- ・ 都市計画区域における開発行為等の許可（都市計画法）
- ・ 都市計画事業の認可等（都市計画法）
- ・ 農用地区域における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律） など

ウ 土地改良事業又は集団移転促進事業が記載された整備計画を公表した場合、当該事業に係る事業計画が土地改良法又は集団移転促進法の同意を得て定められたものとみなされる

- エ 土地改良事業の特例
- オ 復興一体事業の創設
- カ 土地区画整理事業及び復興一体事業に関する特例
- キ 集団移転促進事業に関する特例
- ク 筆界特定の申請に関する特例

②復興整備計画に記載できる事項

- 区 域
- 目 標
- 計画区域内の土地利用に関する基本方針（「土地利用方針」）
- 復興整備事業（目標を達成するために必要な事業（13事業））
 - 市街地開発事業／土地改良事業／復興一体事業／ 集団移転促進事業／住宅地区改良事業
 - 都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設の整備に関する事業
 - 津波防護施設の整備に関する事業／造成宅地滑動崩落対策事業／地籍調査事業 など
 - 上記などに掲げるほか、住宅施設、水産加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業
- 期 間

③協議会設置により、前項ア～ウに係る手続きについてワンストップ協議が可能**(3) 現在の作業状況**

- ・市町村予備調査の実施（復興整備事業別概要書の作成）
- ・復興整備計画に掲載する事業について概ね把握
 - 現時点での対象事業：防災集団移転促進事業
 - 対象となる事業の計画策定の進捗に沿い、特例を受けるための条件が整った時点で申請を行う方向で都市整備局にて作業中

(4) 復興整備協議会について

今年度は、協議会を組織し協議する項目は無いが、2月17日、宮城県庁において開催される「復興整備協議会合同設立総会」に合わせ、仙台市復興整備協議会を組織する。

(5) 仙台市復興整備協議会の構成（案）

構成員①：仙台市長

会議の構成員として指名される職員（協議案件に応じて出席）

都市整備局長、建設局長、経済局長 など局長級

会議の代理出席者（協議案件に応じて出席）

計画部長、都市開発部長、住環境部長、道路部長、農林部長 など次部長級

構成員②：宮城県知事

会議の構成員として指名される職員（協議案件に応じて出席）

震災復興・企画部長、土木部長、農林水産部長 など部長級

会議の代理出席者（協議案件に応じて出席）

河川課長、都市計画課長、復興まちづくり推進課長 など課長級

構成員③：許認可権者（国土交通大臣など）

会議の構成員として指名される職員（協議案件に応じて出席）

担当課長など

構成員④：国の関係行政機関の長で会長が指名する者、整備計画に密接に関係する者、その他必要と認める者

(6) 今後の予定（案）

- ・平成 24 年 4 月 協議会開催（案件：防災集団移転促進事業）
- ・平成 24 年 9 月頃 協議会開催（案件：東部新市街地排水施設整備事業）
- ・平成 24 年度中 協議会開催（案件：蒲生北部地区被災市街地復興土地区画整理事業）
- ・その他に予定される事業
 - 海岸公園再整備事業、復興道路整備事業（津波防護施設に位置付けられた場合）など